

原子力事業者防災業務計画の要旨

1. 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第7条第1項から第3項の規定に基づき、近畿大学原子力研究所（以下「研究所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務に関する事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2. 構成

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

第2節 定義

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

第2節 原子力防災組織の運営

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

第4節 原子力災害活動で使用する資料の整備

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

第6節 防災教育

第7節 防災訓練

第8節 関係機関との連携協力

第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動

第3章 緊急事態応急対策の実施

第1節 通報、連絡

第2節 応急措置の実施

第3節 原子力緊急事態宣言発令時の措置

第4章 原子力災害事後対策の実施

第1節 研究所の対策

第2節 原子力防災要員の派遣等

第5章 その他

第1節 他の原子力事業所への協力

第2節 他の原子力事業者との協定

3. 主な内容

(1) 原子力災害予防対策の実施

イ. 緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力災害の情勢に応じて緊急時体制を区分する。原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（平成24年12月3日原子力規制委員会告示第5号）及び原子力規制庁が定める原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（平成29年7月5日原規総発第1707052号）を基に、研究所の特性に応じたEALを設定する。

ロ. 原子力防災組織

原子力防災管理者は、研究所に原子力防災組織を設置する。原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。原子力防災組織は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員から構成され、原子力防災管理者は研究所所長があたり、原子力防災組織を統括管理する。

ハ. 通報連絡体制及び情報連絡体制

原子力防災管理者は、警戒事態、特定事象に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに備えて、通報連絡体制を整備しておくものとする。また、原子力防災管理者は、関係機関への報告及び連絡のために、連絡体制を整備しておくものとする。

二. 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

原子力防災管理者は、敷地境界付近の放射線測定設備（モニタリングポスト）を整備維持する。また原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定される原子力防災資

機材及びその他の原子力防災資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、原子力災害活動で使用する資料の整備をする。

ホ. 防災教育及び防災訓練

原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に対する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため防災教育を実施するとともに、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、防災訓練を実施する。国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練に参加する。

ヘ. 関係機関との連携協力

原子力防災管理者は、関係機関と相互に連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるため、平常時から相互連携を図るものとする。

ト. 周辺地域住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、研究所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して正しい知識の普及・啓蒙を行うものとする。

(2) 緊急事態応急対策の実施

イ. 通報、連絡

原子力防災管理者は、警戒事態、特定事象に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて連絡又は通報し着信の確認を行うとともに、関係機関と連絡をとりつつ、報道機関へ発表する。

ロ. 緊急時体制の発令時の対応

原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象又は特定事象が発生した場合、緊急時体制の区分に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。

ハ. 情報の収集と提供

緊急対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、その内容を定められた関係機関に事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して報告することとし、国、府、県、市及びその他の防災関係機関が実施する応急対策活動に支障の生ずることがないように努めるものとする。

二. 応急措置の実施

緊急対策本部長は以下の応急措置を実施する。

- (a) 警備、避難誘導
- (b) 放射線量及び放射性物質濃度の測定
- (c) 緊急時医療
- (d) 消火活動
- (e) 汚染拡大の防止
- (f) 線量評価等
- (g) 広報活動
- (h) 応急復旧
- (i) 原子力災害の拡大防止を図るための措置
- (j) 機材の調達及び輸送
- (k) 事業所外運搬に係る事象発生時における措置
- (l) 応急措置の実施の報告
- (m) 原子力防災要員の派遣等

ホ. 原子力緊急事態宣言発令時の措置

- (a) 緊急対策本部長は全面緊急事態に該当する事象に至った場合は、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて、直ちに定められた通報先に通報し、記録として保存するとともに全面緊急事態発令した旨を必要な個所に連絡するものとする。
- (b) 原子力災害合同対策協議会等への連絡報告
緊急対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣される原子力防災要員と密接に連絡を取り、緊急対策本部長は原子力災害合同対策協議会から研究所に要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言する。
- (c) 応急措置の継続実施
緊急対策本部長は、(2) 二. 「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時体制が解除されるまでの間、継続実施する。

(3) 原子力災害事後対策の実施

緊急対策本部長は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

イ. 復旧対策

緊急対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に提出するとともに、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

ロ. 被災者の相談窓口の設置

緊急対策本部長は、被災者の損害賠償請求等のための相談窓口を設置する等、必要な体制を速やかに整備する。

ハ. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加

緊急対策本部長は、原子力防災要員を原子力災害合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、原子力災害合同対策協議会の決定事項を緊急対策本部に指示、伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。緊急対策本部長は、原子力災害合同対策協議会において出された要求事項について、必要な対策を行う。

二. 緊急時体制の解除

緊急対策本部長は、緊急時体制を解除した場合は、その旨を関係機関に報告する。

ホ. 原因究明と再発防止対策の実施

緊急対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

ヘ. 原子力防災要員の派遣等

緊急対策本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力事業所敷地外における原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

ト. 広報活動に関する事項

緊急対策本部長は、広報活動に関する以下の事項を実施する。

- (a) 研究所とオフサイトセンターとの情報交換
- (b) 報道機関への情報提供
- (c) 被災者の相談窓口の設置

チ. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

緊急対策本部長は、汚染検査及び汚染除去に関する以下の事項を実施する。

- (a) 環境放射線モニタリング
- (b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(4) 他の原子力事業所への協力

研究所以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、国等からの要請に応じ、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去、住民の避難退域時検査及び簡易除染に関する事項について原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。